

京都市上下水道局告示第54号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和6年2月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区竹田浄菩提院町276番地

株式会社HARA

代表取締役 中田 高志

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市伏見区小栗栖山口町1番地1 から

京都市伏見区竹田浄菩提院町276番地 に変更

(上下水道局下水道部管理課)